

**最高人民法院による
独占行為により生ずる民事紛争案件の審理における
法律応用の若干問題に関する規定**

(2012年1月30日最高人民法院審判委員会第1539回会議にて可決、2020年12月23日最高人民法院審判委員会第1823回会議にて可決された「最高人民法院『最高人民法院専利権侵害紛争案件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)』等18件の知的財産権系司法解釈の改正に関する決定」に基づく改正)

独占行為により生ずる民事紛争案件を正しく審理し、独占行為を制止し、市場の公平な競争を保護、促進し、消費者の利益及び公共の利益を保護するために、「中華人民共和國民法典」、「中華人民共和國独占禁止法」及び「中華人民共和國民事訴訟法」等法律の関連規定に基づき、本規定を制定する。

第一条 本規定でいう独占行為により生ずる民事紛争案件(以下、「独占民事紛争案件」という。)とは、独占行為により損失を被り、契約内容、業界団体の定款等の独占禁止法違反により争議が生じた自然人、法人又は非法人組織が、人民法院に提起する民事訴訟案件をいう。

第二条 原告が人民法院に民事訴訟を直接提起し、又は独占禁止法執行機関が独占行為を構成すると認定した処理決定が法的効力を生じた後に人民法院に民事訴訟を提起し、かつ法律に定めるその他受理条件に適合する場合、人民法院は、これを受理しなければならない。

第三条 第一審の独占民事紛争案件については、知識産権法院、省、自治区、直轄市人民政府所在地の市、計画単列市(政令指定都市に相当)の中級人民法院、及び最高人民法院が指定する中級人民法院が管轄する。

第四条 独占民事紛争案件の地域管轄については、案件の具体的な状況に応じて、民事訴訟法及び関連司法解釈の権利侵害紛争、契約紛争等に関する管轄規定に基づき確定する。

第五条 民事紛争案件の立件時の請求原因が独占に係る紛争でなく、原告が独占行為を実施したことを理由に被告が抗弁又は反訴を提出し、かつ裏付ける証拠を有し、又は案件を独占禁止法に基づき裁決を下す必要があるが、受訴人民法院に独占民事紛争案件の管轄権がない場合、管轄権を有する人民法院に案件を移送しなければならない。

第六条 2者又は2者よりも多くの原告が同一の独占行為について管轄権を有する同一の法院に別々に訴訟を提起した場合、人民法院は、併合して審理することができる。

2者又は2者よりも多い原告が同一の独占行為について管轄権を有する異なる法院に別々に訴訟を提起した場合、後に立件した法院は、関連する法院が先に立件した状況を把握した後、7日以内に先に立件した法院に案件を移送する裁定を下さなければならない。移送を受けた法院は、併合して審理することができる。被告は、答弁の段階において、自発的に、同一の行為により他の法院で訴えられたことに関する情報を受訴法院に提供しなければならない。

第七条 訴訟対象の独占行為が独占禁止法第十三条第一項第一号から第五号に定める独占合意に該当する場合、被告は、当該合意に競争を排除、制限する効果がないことについて立証責任を負わなければならない。

第八条 訴訟対象の独占行為が独占禁止法第十七条第一項に定める市場支配的地位の濫用に該当する場合、原告は、被告が関連市場において支配的地位を有すること及びその市場支配的地位の濫用について立証責任を負わなければならない。

被告は、その行為に正当性があることを理由に抗弁する場合、立証責任を負わなければならない。

第九条 訴訟対象の独占行為が公共企業又はその他法により独占的地位を有する経営者による市場支配的地位の濫用に該当する場合、人民法院は、市場構造及び競争状況の具体的状況に基づき、被告が関連市場において支配的地位を有すると認定することができる。ただし、これを覆すに足る反対の証拠がある場合については、この限りでない。

第十条 原告は、被告が対外的に発表した情報を、市場支配的地位を有する旨を証明する証拠とすることができる。被告が対外的に発表した情報をもって関連市場において支配的地位を有する旨を証明できる場合には、人民法院はこれに基づき認定を下すことができる。ただし、これを覆すに足る反対の証拠がある場合については、この限りでない。

第十一条 証拠が国家秘密、営業秘密、個人のプライバシー又はその他法により秘密保持すべき内容に係る場合、人民法院は、職権又は当事者の申立てにより非公開審理、複製の制限又は禁止、代理弁護士のみに対する提示、秘密保持誓約書に対する署名の命令等の保護措置を講じることができる。

第十二条 当事者は1から2名の相応の専門知識を持つ人員の出廷を人民法院に申し立て、案件の専門的問題について説明させることができる。

第十三条 当事者は、専門機関又は専門人員への委託を人民法院に申し立て、案件の専門的問題について市場調査又は経済分析報告をさせることができる。人民法院の同意を経た場合、双方当事者は、協議により専門機関又は専門人員を確定することができる。協議が調わない場合、人民法院が指定する。

人民法院は、民事訴訟法及び関連司法解释の鑑定意見に関する規定を参照し、前項に定める市場調査又は経済分析報告を審査、判断することができる。

第十四条 被告が独占行為を実施し、原告に損失を与えた場合、人民法院は、原告の訴訟請求及び明らかになった事実に基づき、法に基づいて被告に侵害差止め、損失賠償等の民事責任を負うよう命じる判決を下すことができる。

原告からの請求に基づき、人民法院は原告が独占行為を調査、制止するために支払った合理的支出を損失賠償の範囲内に算入することができる。

第十五条 訴訟対象の契約内容、業界団体の定款等が独占禁止法又はその他の法律、行政法規の強行規定に違反する場合には、人民法院は法によりこれを無効と認定しなければ

ならない。ただし、当該強行規定では当該民事行為が無効にならない場合は、この限りでない。

第十六条 独占行為により生ずる損害賠償請求権の訴訟時効期間は、原告が権益の損害及び義務者を知り又は知るべきであった日から起算する。

原告が独占禁止法執行機関に訴訟対象の独占行為を通報した場合、訴訟時効は、通報日から中断する。独占禁止法執行機関が立件しないことを決定し、案件を取り消し、又は調査中止を決定した場合、訴訟時効期間については、原告が立件されないこと、案件が取り消されたこと、調査が中止となったことを知り又は知るべきであった日から改めて起算する。独占禁止法執行機関が、調査後に、独占行為を構成すると認定した場合、訴訟時効期間は、独占禁止法執行機関が独占行為を構成すると認定した処理決定が法的効力を生じたことを原告が知り又は知るべきであった日から改めて起算する。

原告が権益の損害及び義務者を知り又は知るべきであった日から3年を超え、提訴時に訴訟対象の独占行為が依然として継続しており、被告が訴訟時効の抗弁を提出する場合、損害賠償は、原告が人民法院に提訴した日から3年間遡って推算しなければならない。権利が損害を被った日から20年を超える場合には、人民法院はこれを保護しない。特殊な状況がある場合、人民法院は権利者の申立てに基づき延長を決定することができる。

出所：最高人民法院ウェブサイトより該当部分を抜粋

<https://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-282671.html>

※本資料はジェットロが作成した仮訳となります。ジェットロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェットロが保証するものではないことを予めご了承下さい。